

高齢者向け優良賃貸住宅整備費補助金交付要綱を廃止する要綱

高齢者向け優良賃貸住宅整備費補助金交付要綱（平成16年4月1日制定）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、既にこの要綱の規定による廃止前の高齢者向け優良賃貸住宅整備費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定による補助金の交付を受けている者については、旧要綱第7条及び第8条の規定は、この要綱施行後でも、なおその効力を有する。